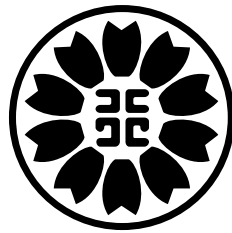


行政書士業務と行政書士会について



神奈川県行政書士会

〒231-0023

横浜市中区山下町2番地

産業貿易センタービル7F

TEL 045-641-0739

FAX 045-664-5027

<http://www.kana-gyosei.or.jp/>

目 次

1	行政書士業務の概要	1
	<u>(1) 業務の内容</u>	1
	<u>(2) 事務所の開設</u>	3
	<u>(3) 事務所の名称</u>	4
	<u>(4) 報酬について</u>	4
	<u>(5) 行政書士の責務</u>	5
	<u>(6) 申請取次制度について</u>	5
2	令和3年度研修部主催研修会実施計画	8
3	行政書士会員数	9
4	登録資格調べ	9
5	他士業の資格取得者数	9
6	支部の名称及び区域、年会費	10
7	令和3年度各支部研修会のテーマと回数	11
8	令和3年度広報月間各支部主催街頭無料相談会	12
9	令和3年度常設無料相談一覧表	13
10	関連団体	15
11	事務局案内	16
12	業務組織編成表	17

1 行政書士業務の概要

(1) 業務の内容

行政書士業務については、行政書士法により次のように規定されている。

(目 的)

第 1 条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

(業 務)

第 1 条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第 1 条の3 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

第 1 条の 4 前 2 条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人（第 13 条の 3 に規定する行政書士法人をいう。第 8 条第 1 項において同じ。）の使用人として前 2 条に規定する業務に従事することを妨げない。

- ① 行政書士の業務は、他人の依頼を受けて行われるものであるが、ここでいう「他人」とは、自然人であると、法人その他の団体であることを問わない。
- ② 行政書士は、報酬を得てその業務を行う。「報酬を得て」とは、書類作成等の役務の提供への対価を受けることである。
- ③ 行政書士が作成する書類は、官公署に提出する書類、権利義務に関する書類及び事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）の 3 種類である。
 - ア 「官公署」とは、国又は地方公共団体の諸機関の事務所であり、形式上は行政機関のみならず、広く立法機関及び司法機関のすべてを含む。
 - イ 「権利義務に関する書類」とは、権利の発生、存続、変更、消滅の効果を生じさせることを目的とする意思表示を内容とする書類である。
 - ウ 「事実証明に関する書類」とは、実生活に交渉を有する事項を証明するに足りる文書をいい、例えば、履歴書、身分証明書等がこれに当たる。
 - エ 前記、ア、イ、ウに該当する書類の作成であっても、その業務を行うことが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないので、このいわゆる業際については、慎重な判断が求められる。

この「他の法律」としては、例えば、弁護士法、司法書士法、税理士法、社会保険労務士法、建築士法、土地家屋調査士法、海事代理士法、弁理士法等が考えられる。
 - オ 「業とする」とは、反復継続の意思をもって、前記ア、イ、ウに該当する書類の作成に従事することである。
- ④ 行政書士が作成することができる書類の官公書への提出手続について代理することができる。行政書士は許認可申請、届出等の手続について代理する場合には、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことができる。
- ⑤ 行政書士は、自らが作成し官公署に提出した書類に限らず、他の行政書士が作成した書類に係る不服申立て手続についても、当該業務についての研修課程を修了した行政書士に限り、業とすることができる。この業務は、平成 26 年の法改正により、弁護士法第 72 条ただし書に基づく除外規定として創設された。

- ⑥ 行政不服申立て手続を代理する業務については、能力担保するための研修の課程を修了した行政書士に限ることとし、行政書士名簿にも特定の付記がなされることとなった。
- ⑦ 行政書士は、代理人として契約その他の書類を作成することができる。ここでいう「代理人として」とは、契約等についての代理人としての意であり、直接契約代理を行政書士の業務として位置付けるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。また、行政書士は、契約書に代理人として署名し、契約文言の修正等を行うことができる。
- ⑧ 行政書士が作成することができる書類に係る許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為のうち、「弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除くもの」すなわち、紛争性がない、換言すれば、法律上の権利義務について争い等が具体的に顕在化していないものについて代理することができる。聴聞、弁明の機会の付与の手続は、行政庁が許可取消等の不利益処分をしようとする場合に行う意見陳述のための手続であり、具体例としては、例えば、建設業者に対して建設業許可取消処分をしようとする場合の聴聞の手続、営業停止処分をしようとする場合の弁明の機会の付与の手続等がある。この業務は、平成20年の法改正によって明定されたものである。
- ⑨ 「書類の作成について相談に応ずる」とは、依頼者の要望・趣旨に沿って、どのような書類を作成するか、書類にはどのような事項を記入するか等について、質問に対して答弁及び指示し、又は法規的見解の教示を含め意見を言う等の行為である。
- ※ 官公署に提出する「電磁的記録」を官公署に提出する手続についての代理業務、契約その他に関する「電磁的記録」を代理人として作成する業務、「電磁的記録」の作成についての相談業務も行政書士の業務として位置付けられている。

(2) 事務所の開設

行政書士は、①個人開業行政書士のほかに、②行政書士法人の社員行政書士、さらに個人開業行政書士又は行政書士法人に雇用される③使用人である行政書士に区分される。

行政書士（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士を除く。）は、その業務を行うための事務所を設けなければならない。事務所は2以上設置できず1か所に限られる（法第8条第1項、第2項）。

事務所を1人1か所に限定しているのは、業務を行うための事務所を設けない場合や事務所を2か所以上設けるような場合には、責任の所在が不明確となり、依頼者や行政庁からの照会や責任追及等の際に支障をきたすおそれがあること、また、行政書士の資格は特定の個人に与えられるものであり、もし複数の事務所を持つことを許すと、その業務処理の公正、正確、迅速な遂行に欠け、依頼者の権利を損なうおそれがあるからである。

事務所は、行政書士が業務に従事する本拠であり、行政書士個人としての住所とは観念

的に異なるものであるが、住所と事務所が同一の場所であっても差し支えない。また、数人の行政書士が同一の建物（部屋）に事務所を設けることも可能である。

法人等の事務所内に行政書士事務所を設置する場合、行政書士事務所としての独立性を確保しなければならない。

- ① 事務所の使用権が明確でない場合には、行政書士事務所の管理や運営の主体が当該行政書士から離反することは必至であり、行政書士事務所としての正常な運営が図れないため、賃貸借契約の締結を明確にすること。
 - ② 行政書士の公正保持に関する諸規定（守秘義務、不当誘致、帳簿の備付及び保存、依頼拒否等）に抵触することがないような事務所の形態を確保すること。
 - ③ 行政書士事務所の位置、区画等が不明確なものについては、建物構造上の改善を図り、事務所の独立性を確保すること。（出入口、間仕切り、机の配置、電話の設置等）
- なお、使用人である行政書士及び行政書士法人の社員である行政書士は、業務を行うための事務所を設けることはできない（法第8条第3項）。

（3）事務所の名称

「事務所の名称」は、登録を要する事項の一つとなっている（法第6条第1項）。

この「事務所の名称」は、法施行規則第2条の14の規定による「行政書士の事務所であることを明らかにした表札」とは異なり、「行政書士」の文言を明示することは法定されていない。

しかしながら、この事務所の名称については、日行連会則第60条の2で「単位会の会員は、その事務所について、他の法律において使用を制限されている名称又は行政書士の事務所であることについて誤認混同を生じるおそれがあるものその他行政書士の品位を害する名称を使用してはならない。」と規定しており、具体的には「事務所の名称に関する指針」により、①「行政書士」の明示、②同一名称の使用禁止、③制限事項、④名称使用の責任について示されているところであるので、留意が必要である。

なお、行政書士及び行政書士法人は、その事務所に行政書士の事務所であることを明らかにした表札を掲示しなければならない（法施行規則第2条の14第1項、第12条の3）。

（4）報酬について

行政書士の受ける報酬の額については、個々の行政書士が自由に定め、日行連が定める様式に準じた表により事務所に掲示すること（法施行規則第3条第1項）、併せて行政書士会及び日行連は、依頼者の選択及び行政書士の業務の利便に資するために、行政書士の受ける報酬の額について、統計を作成し、これを公表するよう努めなければならないとされている（法第10条の2第2項）。

行政書士の受ける報酬の額は、行政書士業務の処理に関する委任契約に伴う報酬契約によるものであり、依頼者と行政書士の自由意思に基づくものである。報酬の額は行政書士個々が自由に設定できるが、独占禁止法では不公正な取引方法として「不当廉売」を禁じている。

※ 不当廉売＝正当な理由がないのに商品又は役務を、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

また、当然のことであるが、依頼人の依頼しない書類を作成して報酬を受け、又はみだりに報酬の増加を図るような行為は禁じられている（法施行規則第3条第2項）。

報酬の支払時期は、依頼人との協議によるが、支払時期の約定がなければ後払いとなる。ただし、実費（印紙、証紙、予納郵便券代、予納金、旅費、宿泊料、交通通信費等）その他依頼された事件の処理に必要な費用は報酬ではないから、報酬の支払時期にかかわらず別途支払いを受けることができる。

また、依頼人から報酬を受けた場合には、正副2通の領収証を作成するが、その領収証を交付する際、行政書士の報酬について源泉徴収は不要である（所得税法第204条第1項）。

さらに、印紙税についても行政書士は「営業に関しない受取書」とされ、非課税となる（印紙税法第5条別表第1、17号）。ただし、行政書士法人にはこの規定は適用されないので、注意されたい。

以上を踏まえ、領収書の正本は記名し職印を押して依頼人に交付し、副本は作成の日から5年間これを保存しなければならない（法施行規則第10条）。

（5）行政書士の責務

「行政書士は誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない」と行政書士法に規定されている。これは、一般的に考えられる程度より、より高い人格と識見を求めるものである。なお、単位会会長による会員処分及び都道府県知事による懲戒処分の根拠ともなる。

その他、行政書士が業務を行うにあたり、秘密を守る義務、依頼に応ずる義務、関係帳簿の備付と保存義務、業務の公正保持と迅速な処理及び他人による業務取扱の禁止などがある。

（6）申請取次制度について

- ① 在留資格の変更許可、在留期間の更新許可など各種申請を行おうとする外国人は、原則として本人自ら地方入国管理局等に出頭して、申請書類を提出しなければならない。

申請取次制度とは、一定の企業、学校、旅行業者、行政書士等で予め法務大臣が承認した者がこれらの申請を行った場合に、原則として本人の出頭を免除する制度である。

なお、申請取次は代理ではない。

- ② 申請取次の取り扱いを受けなくても、行政書士として、これらの出入国管理業務を行うことは差し支えない。ただし、その場合は本人を同行させることが必要である。

I 行政書士法第1条の2第1項は3種類

1 官公署に提出する書類の作成

- (1) 建設業許可申請、経営事項審査申請
- (2) 入札参加資格審査申請
- (3) 宅地建物取引業免許申請
- (4) 開発許可申請、宅地造成許可申請、農地転用許可申請
- (5) 風俗営業許可申請、深夜酒類提供飲食店営業届出
- (6) 自動車登録申請、自動車登録事項証明申請、自動車保管場所証明申請（車庫証明）
- (7) 古物営業許可申請
- (8) 特殊車両通行許可申請
- (9) 医療法人関係許可申請 などの書類の作成

2 権利義務に関する書類の作成

- (1) 売買・賃貸借・抵当権設定・請負・雇用・身元保証・示談などの契約書の作成
- (2) 契約申込書・請求書（内容証明郵便による）などの作成
- (3) 遺産分割協議書、離婚協議書、建築紛争予防のための協議書などの複数者間の協議書の作成
- (4) 法人・団体の議事録・会議資料の作成
- (5) 会社・法人設立の必要書類の作成 など

3 事実証明に関する書類の作成

- (1) 各種の証明書・名簿・資格証明・社員履歴調書・会社の業歴書・交通事故調査報告書の作成
- (2) 会計書類の作成一財務諸表・商業帳簿・営業報告書などの会計書類の作成
- (3) 事実証明に関する書類一図面類といった事実証明に関する書類の作成

II 行政書士法第1条の3第1項は4種類

1 書類提出代理と聴聞・弁明代理

I の1の官公署に提出する書類について、代理人として提出をすることができ、聴聞・弁明の機会の付与手続その他意見陳述の際に代理人となることができる。

2 不服申立代理

特定行政書士であることが必須。

3 行政書士が作成することができる契約その他に関する書類の作成代理

契約内容等についての交渉をすることはできない。

4 行政書士が作成することができる書類の作成についての相談業務

Ⅲ 常に気をつける必要がある業際問題と共同法定業務

1 業際問題

他士業法でその士業者の独占業務と明記されているものは、行政書士の独占的な業務からは除外される（法第1条の2第2項）。

弁護士法、司法書士法、社会保険労務士法、税理士法、公認会計士法、土地家屋調査士法、海事代理士法、建築士法など

Ⅳ ますます広がる行政書士の業務分野

行政書士の職務範囲については、他の法律専門職の独占業務以外は行うことができるので、新たに発生する行政手続について、原則として最初に行政書士が取り扱うことができる。

- ・国際関係業務（在留資格、雇用、帰化など）
- ・中小企業支援業務（起業・創業、事業承継、経営計画など）
- ・知的財産分野（著作権、産業財産権、農業分野、契約業務など）
- ・成年後見分野に関わる業務
- ・電子申請システム・IT化が進む手続に関わる業務

特に、神奈川県行政書士会は、行政書士による成年後見制度の普及・促進のパイオニア。現在でも、全国有数の実績を誇っています。

2 令和3年度研修部主催研修会実施計画

	日 程	時 間	場 所	研修会タイトル・テーマ	講 師	対 象	案 内
1	11月17日(水)	10:00 ～ 16:45	大会議室	新入会員実務研修会 「開業ガイダンス 前半:行政書士会組織の案内等」(VOD研修) 「開業ガイダンス 後半:本当にあった苦情の話」(VOD研修) 「業務の紹介・事務所経営の方法」(VOD研修) 「仕事の演習1:伝えたい相続・遺言の業務」(VOD研修)	内部講師	新入会員	広報誌 ・HP
2	11月18日(木)	10:00 ～ 16:45	大会議室	新入会員実務研修会 「仕事の演習2:建設業許可申請 ～基本の「キ」～」 「仕事の演習3:古物・車庫証明の基本と注意点」(VOD研修) 「仕事の演習4:円満に離婚したいという方からの依頼 ～離婚公正証書ができるまで～」(VOD研修)	内部講師	新入会員	広報誌 ・HP
3	1月26日(水)	14:00 ～ 15:30	ZOOM ウェビ ナー	人権研修会 「個人情報保護法に関する研修会」(VOD研修(予定))	外部講師	会員	広報誌 ・HP
4	2月22日(火)	14:15 ～ 16:00	ZOOM ウェビ ナー	行政書士記念日 市民公開講座 「SDGs 暮らしとビジネスの大変革」(VOD研修(予定))	外部講師	会員・一般	広報誌 ・HP
5	3月18日(金)	13:30 ～ 16:15	ZOOM ウェビ ナー	一般研修会 春のバラエティ研修・三本立て 「消費税の基本とインボイス制度」(VOD研修(予定)) 「行政書士が犯罪に利用されないために」 ～オレオレ詐欺の片棒を担がされそうになった話～(VOD研修(予定)) 「更生への手続き～元不良少年と行政書士～」(VOD研修(予定))	外部講師	会員	広報誌 ・HP

※上記「VOD研修」につきましては、全てインターネット上で受講可能となっております。

3 行政書士会員数

		平均年齢
令和4年2月1日現在	3,123 名	57.6 歳
男性	2,535 名	58.4 歳
女性	588 名	54.0 歳

4 登録資格調べ

1 行政書士試験に合格した者	2,326 名	74.48%
2 弁護士となる資格を有する者	7 名	0.22%
3 弁理士となる資格を有する者	4 名	0.13%
4 公認会計士となる資格を有する者	19 名	0.61%
5 税理士となる資格を有する者	440 名	14.09%
6 公務員(17年以上)	327 名	10.47%
合計	3,123 名	

5 他士業の資格取得者数

1 行政書士単一の資格保有者	2,305 名	73.81%
2 他士業の資格併有者	818 名	26.19%
合計	3,123 名	

(他士業の内訳)

弁 護 士	8 名
弁 理 士	5 名
公認会計士	20 名
税 理 士	432 名
司 法 書 士	112 名
社会保険労務士	131 名
そ の 他	228 名
合計	936 名

(注) 重複して資格を有しているものは、それぞれに加算

6 支部の名称及び区域、年会費

支 部 名	区 域	年 会 費 (円)
(1) 川 崎 南 支 部	川崎市のうち川崎区及び幸区の区域	12,000
(2) 川 崎 北 支 部	川崎市のうち上記以外の区域	7,200
(3) 鶴 見・神 港 支 部	横浜市のうち鶴見区、神奈川区及び港北区の区域	0
(4) 緑 支 部	横浜市のうち緑区、青葉区及び都筑区の区域	6,000
(5) 横 浜 中 央 支 部	横浜市のうち中区、西区及び保土ヶ谷区の区域	0
(6) 旭 支 部	横浜市のうち旭区及び瀬谷区の区域	1,800
(7) 南・港 南 支 部	横浜市のうち南区及び港南区の区域	0
(8) 磯 子・金 沢 支 部	横浜市のうち磯子区及び金沢区の区域	0
(9) 戸 塚 支 部	横浜市のうち戸塚区、栄区及び泉区の区域	0
(10) 鎌 倉 支 部	鎌倉市、逗子市及び三浦郡の区域	0
(11) 横須賀・三浦支部	横須賀市及び三浦市の区域	4,800
(12) 湘 南 支 部	藤沢市、茅ヶ崎市及び高座郡の区域	0
(13) 相 模 原 支 部	相模原市全域	4,800
(14) 厚 木 支 部	厚木市及び愛甲郡の区域	6,000
(15) 平 塚 支 部	平塚市及び中郡の区域	6,000
(16) 秦野・伊勢原支部	秦野市及び伊勢原市の区域	0
(17) 小 田 原 支 部	小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡の区域	6,000
(18) 大 和・綾 瀬 支 部	大和市及び綾瀬市の区域	3,000
(19) 海老名・座間支部	海老名市及び座間市の区域	5,000

7 令和3年度 各支部研修会のテーマと回数

支 部 名	テ ィ マ	回数
(1) 川 崎 南 支 部	①現場から見た「終わりに空家問題」の本質と対応策	1
(2) 川 崎 北 支 部	①新入会員研修会 ②川崎市の空き家政策と行政書士の生やす役割 ③思わぬ苦情を受けないために・その原因と対策を学ぶ	3
(3) 鶴見・神港支部	①戸籍集めに必要な複視点 ②やってみよう！自動車登録 ③行政書士Youtuberの歩み カネなし、コネなし営業ノウハウ	3
(4) 緑 支 部	①知っておきたい産業廃棄物業務の基礎知識 ②行政書士が知っておきたい不動産の基礎知識 ③初心者が気を付けたい”業際”について	3
(5) 横浜中央支部	①業務別相談会 ②相談者にたくさん解決策を示そう！ ～相続、借地権のケースで解決策を考える～ ③電子signと電子契約 ～デジタル化、これからの必須知識～	3
(6) 旭 支 部	①相続手続きを考えるために ―遺産分割協議書作成のポイントは？― ②行政書士の倫理と苦情	2
(7) 南・港南支部	①初心者のための万屋(よろずや)相談会 ②コロナ禍でもビジネスチャンスをつかもう！ ③入管以外の国際業務と行政書士	3
(8) 磯子・金沢支部	①行政書士として活躍すること ～オンライン賀詞交歓会を兼ねて～(第一回) ②行政書士として活躍すること ～オンライン賀詞交歓会を兼ねて～(第二回)	2
(9) 戸 塚 支 部	①新入会員向け研修会 ②自筆証書遺言法務局保管制度 ③新年は医療法人でガッチリ！ ～医療法人の設立相談の受け方から設立、運営手続きまでを易しく解説～ ④相談員研修会・連絡会	4
(10) 鎌 倉 支 部	①離婚業務の始め方 ②知らないと困る！インボイス制度について 医療法人設立と税理士が考える医療法人相続税対策について	2
(11) 横須賀・三浦支部	①前半「養育費に関わる横須賀市の現状と取組み～横須賀市行政の現場から～」 後半「離婚公正証書の原案作成業務について」 ②前半「遺言執行の実務(総論)」 後半「遺言執行の実務(各論)」 ③建設業関連業務を中心とした事務所経営へのお誘い	3
(12) 湘 南 支 部	①民法(債権法)改正施行と行政書士の契約書 ②実務上おさえておきたい民法改正(相続法編) ③遺言書の相談対応 ～自筆証書遺言の方式緩和・法務局保管制度を含めて～	3
(13) 相 模 原 支 部	①新入会員を中心とした支部会員と各種業務に精通したベテラン会員とのディスカッション形式による研修会 ②行政書士と道路法～行政書士が知らない道路法関連業務～ ③相談員ガイダンス・相談員ロールプレイング	3
(14) 厚 木 支 部	①コロナ禍における補助金業務と行政書士業務の対応の可能性	1
(15) 平 塚 支 部	①福祉タクシー許可(道路運送法第3条許可) ～福祉タクシー許可申請における基礎～	1
(16) 秦野・伊勢原支部	①新人研修会「成年後見実務紹介」「申請取次実務紹介」 ②相続・遺言の落とし穴	2
(17) 小 田 原 支 部		0
(18) 大和・綾瀬支部		0
(19) 海老名・座間支部	①法人税確定申告書の読み方 ②決算書の読み方・建設業財務諸表の作成 ③キャッシュフロー計算書・消費税とインボイス制度	3

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず一部または全部を開催中止・延期とした支部研修もございます。

8 令和3年度広報月間各支部主催街頭無料相談会

※ 例年行っている行政書士フェスタですが、令和3年度はコロナウイルスの影響で中止となりました。

参 考

行政書士フェスタ2019

令和元年度行政書士制度広報月間 各支部主催街頭無料相談会

開催日程表

支部名	日 時	会 場
川崎南	① 10月20日(日) AM11:30~PM5:30	アゼリア東広場
	② 11月 2日(土) AM10:00~PM4:30	川崎区富士見公園・川崎競輪場内建物2階
	③ 11月 3日(日・祝) AM10:00~PM4:30	
	④ 11月 4日(月・振) AM10:00~PM4:30	
川崎北	① 10月20日(日) AM 9:00~PM4:00	等々力緑地(催し物広場ほか)
	② 10月26日(土) AM10:00~PM4:00	JR武蔵溝ノ口駅 改札前南北自由通路
鶴見・神港	① 10月27日(日) AM10:00~PM4:00	トレッサ横浜 南棟2階 グルメブリッジ
緑	① 10月20日(日) AM10:00~PM3:00	県立四季の森公園(緑区民まつり・南口・展望広場)
	② 11月 3日(日・祝) AM10:00~PM3:00	センター南駅 エリア(都筑区民まつり)
	③ 11月 3日(日・祝) AM10:00~PM3:00	青葉区役所(青葉区民まつり)
横浜中央	① 10月13日(日) AM10:00~PM4:00	「横浜公園」「日本大通」他(中区民祭り「ハローよこはま2019」)
	② 10月19日(土) AM10:00~PM3:00	「保土ヶ谷公園」(ほどがや区民まつり)
	③ 11月 3日(日・祝) AM10:00~PM3:00	「戸部公園」「西前小学校」他(西区民まつり)
旭	① 11月18日(月) AM10:00~PM3:00	旭区役所1階特設スペース
	② 11月26日(火) AM10:00~PM3:00	瀬谷区役所2階特設スペース
南・港南	① 11月 2日(土) AM11:00~PM5:00	京浜急行上大岡駅 1階改札前コンコース
磯子・金沢	① 10月19日(土) AM10:00~PM3:00	海の公園(金沢まつりいきいきフェスタ)
	② 10月25日(金) AM11:00~PM3:00	杉田プラザ1階
	③ 11月 2日(土) AM10:00~PM2:00	磯子区役所1階(得トク生活フェスタ)
戸 塚	① 10月26日(土) AM11:00~PM4:00	市営地下鉄戸塚駅 地下1階コンコース(JR戸塚駅地下改札前)
	② 11月 2日(土) AM10:00~PM3:00	栄区民まつり会場(横浜市立本郷中学校校庭)
鎌 倉	① 10月29日(火) AM10:00~PM4:00	逗子市役所
横須賀・三浦	① 11月10日(日) AM11:00~PM4:00	横須賀モアーズシティ 1階入口付近
	② 11月17日(日) AM10:00~PM3:00	潮風アリーナ(みうら市民まつり)
湘 南	① 10月12日(土) AM10:00~PM2:00	さむかわ中央公園(ふれあい福祉フェスティバル)
	② 10月19日(土) PM 2:00~PM4:00	茅ヶ崎市民ギャラリー 3階会議室
相模原	① 10月 5日(土) AM10:00~PM4:00	相模大野駅北口 ペDESTリアンデッキエリア
	② 10月19日(土) AM 9:30~PM2:30	京王線橋本駅 改札前連絡通路
厚 木	① 10月14日(月・祝) AM10:00~PM4:00	アミューあつぎ 6階「あつぎ市民交流プラザ」
	② 10月26日(土) AM10:30~PM4:30	イオン厚木店 1階正面入口前
平 塚	① 10月 1日(火) PM 1:00~PM4:00	平塚市役所 1階多目的スペース
秦野・伊勢原	① 7月 6日(土) AM10:00~PM4:00	秦野市保健福祉センター(秦野市 行政・法律合同特別相談)
	② 10月 5日(土) AM10:00~PM4:00	秦野市保健福祉センター(秦野市 行政・法律合同特別相談)
	③ 11月20日(水) PM 1:00~PM4:00	秦野市立本町公民館
小田原	① 10月 6日(日) AM10:00~PM4:00	小田原駅地下街 うめまる広場
大和・綾瀬	① 10月19日(土) PM 1:30~PM4:30	綾瀬タウンヒルズ地下1階 サミット前
	② 11月 9日(土) AM10:00~PM4:00	大和駅前西側プロムナード
	③ 11月10日(日) AM10:00~PM4:00	大和駅前西側プロムナード
海老名・座間	① 9月16日(月・祝) AM10:00~PM2:30	座間市役所(ふれあい広場)
	② 10月19日(土) AM10:00~PM3:00	イオン海老名店館内

※天候・会場の都合等により、無料相談会の開催日時及び会場は、予告なく変更となる場合がございます。


【神奈川県内】行政書士による無料相談会一覧 (令和4年1月17日現在)

遺言 相続 成年後見 会社設立 許認可 契約 外国人 等 お気軽にご相談ください！

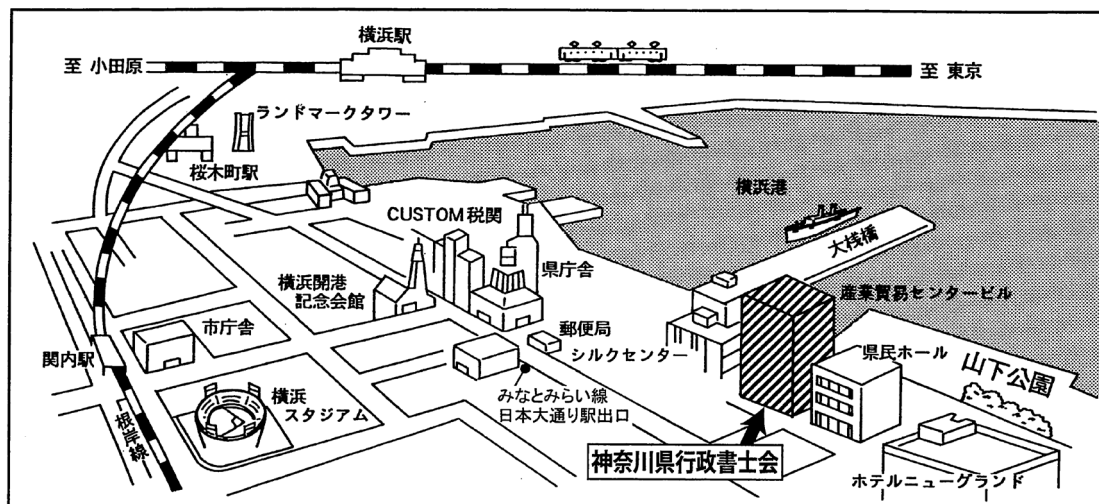
	市町村名(50音順)/場所	日時	お問合せ電話番号
あ	愛川町役場(☆予約優先)	毎月第2木曜(午後1時～4時)	046-285-2111
	厚木市役所	毎月第1月曜(午後1時～4時)	046-225-2100
	綾瀬市役所(☆予約制)	毎月第1月曜(午後1時～4時)	0467-70-5605
い	伊勢原市役所(☆予約制)	毎月第2・第4月曜(午後1時半～4時)	0463-94-4717
え	海老名市役所(☆予約制)	毎月第1木曜(午後1時～4時)	046-292-0880
お	小田原市「川東タウンセンターマロニエ」	毎月第3土曜(午後2時～4時)	0465-33-1775
か	開成町「福祉会館」	毎月第3土曜(午後2時～4時)	0465-82-5222
	鎌倉市役所(☆予約制)	毎月第4水曜(午後1時～4時)	0467-61-3864
か	川崎市		
	川崎県民センター	毎週月曜(午前9時～12時/午後1時～4時)	044-549-7000
	麻生区役所	毎月第4火曜(午後1時～4時)	044-965-5119
	川崎区役所	毎月第2水曜(午後1時～4時)	044-201-3135
	幸区役所	毎月第4木曜(午後1時～4時)	044-556-6608
	高津区役所	毎月第4月曜(午後1時～4時)	044-861-3141
	多摩区役所	毎月第3火曜(午後1時～4時)	044-935-3143
	中原区役所	毎月第2火曜(午後1時～4時)	044-744-3153
	宮前区役所	毎月第1火曜(午後1時～4時)	044-856-3132
さ	相模原市		
	中央区役所	毎月第1・第3水曜(午後1時半～4時)	042-769-8230
	南区役所	毎月第4水曜(午後1時半～4時)	042-749-2171
	緑区役所	毎月第2火曜(午後1時半～4時)	042-775-1773
さ	座間市役所(☆予約制)	毎月第2木曜(午後1時半～4時半)	046-252-8146
	寒川町役場(☆予約制)	毎月第3金曜(午後1時～4時)	0467-74-1111(内)253,254
す	逗子市役所(☆予約制)	毎月第1・第3水曜(午前9時～4時)	046-873-1111
ち	茅ヶ崎市役所(☆予約制)	毎月第4月曜(午後1時～4時)	0467-82-1111
は	秦野市役所(☆当日電話先着順)	毎月第4月曜(午後1時～4時)	0463-82-5128
	(秦野市)東海大学前駅連絡所	毎月第2火曜(午後1時～4時)	0463-82-5128
	葉山町役場(☆予約制)	毎月第1木曜(午後1時半～4時)	046-876-1111
ひ	平塚市役所(☆予約制)	毎月第1火曜(午後1時～4時)	0463-21-8764
ふ	藤沢市役所(☆予約制)	毎月第2金曜(午後1時～4時)	0466-50-3568
備考	※一部、相談対象者や相談内容に限定がある相談会もございます(例:市内在住者・在勤者限定/遺言・相続・成年後見相談限定)。また今後、祝日等の関係により、時間や場所等が変更になることがございますので、事前にご確認のうえ、ご利用ください。		

	市町村名(50音順)/場所	日時	お問合先電話番号
み	三浦市役所(☆予約制)	毎月第4火曜(午後1時～4時)	046-882-1111(内)319
	南足柄市役所	偶数月第3水曜(午後1時半～3時半)	0465-73-8004
や	大和市役所(☆予約制)	毎月第2月曜(午後1時半～4時)	046-260-5104
	(大和市)高座渋谷駅前ビル「IKOZA」 (☆予約制)	毎月第1・第3火曜(午前9時半～12時)	046-260-5104
ゆ	湯河原町商工会議所(☆予約制)	毎月第3水曜日(午後2時～4時)	0465-46-9222
よ	横須賀市		
	市役所本庁舎(☆当日整理券配布)	毎月第4木曜(午後1時～4時)	046-822-8114
	「追浜」「衣笠」「久里浜」各行政センター	毎月第1火曜(午後1時半～4時半)	046-822-8114
	「田浦」「大津」「北下浦」各行政センター	毎月第2水曜(午後1時半～4時半)	046-822-8114
	「逸見」「浦賀」「西」各行政センター	毎月第3木曜(午後1時半～4時半)	046-822-8114
よ	横浜市		
	かながわ県民センター	毎週金曜(午前9時～12時/午後1時～4時)	045-312-1121
	青葉区役所	毎月第2木曜(午後1時～4時)	045-978-2221
	旭区役所(☆当日先着順)	4月・5月・10月・11月 (※実施日時は広報よこはまあさひ区版に掲載)	045-954-6022
	泉区役所	毎月第2水曜(午前9時～12時)	045-800-2335
	(泉区)立場地区センター	毎月第2土曜(午前9時半～11時半)	080-5972-9819
	磯子区役所(☆予約制)	毎月第4木曜(午後1時～4時)	045-750-2335
	金沢区役所(☆予約制)	毎月第3水曜(午後1時～4時)	045-788-7721
	(港南区)かながわ総合行政相談所	毎月第1・第2・第4木曜(午後1時～4時)	0570-090110
	港南区役所(☆予約制)	毎月第2水曜(午前9時～12時)	045-847-8321
	栄区役所(☆当日先着順)	毎月第4火曜(午後1時～4時)	045-894-8335
	瀬谷区役所(☆当日先着順)	4月・5月・10月・11月 (※実施日時は広報よこはませや区版に掲載)	045-367-5656
	都筑区役所(☆予約制)	毎月第1・第3金曜(午後1時～4時)	045-948-2221～3
	戸塚区役所	毎月第3水曜(午前9時～12時)	045-866-8321
	(戸塚区)東戸塚地区センター	毎月第3土曜(午前9時15分～12時)	080-5972-9819
	中区役所(☆先着順)	毎月第4金曜(午後1時～4時)	045-224-8123
	西区役所	毎月第4木曜(午後1時～4時)	045-320-8321
	保土ヶ谷区役所	毎月第4金曜(午後1時～4時)	045-334-6221
	緑区役所(☆予約制)	毎月第1水曜(午後1時～4時)	045-930-2219
	南区役所(☆予約制)	毎月第3金曜(午後1時～4時)	045-341-1112
備考	※一部、相談対象者や相談内容に限定がある相談会もございます(例:市内在住者・在勤者限定/遺言・相続・成年後見相談限定)。また今後、祝日等の関係により、時間や場所等が変更になる場合がございますので、事前にご確認のうえ、ご利用ください。		

10 関連団体

- ・日本行政書士会連合会
- ・日本行政書士政治連盟
- ・神奈川行政書士政治連盟
- ・一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部

事務局（産業貿易センター）案内図



アクセス

バスで

- ★桜木町駅より市営バス（8, 21, 58, 158 系統）
 - 芸術劇場・NHK前下車 徒歩 2分
 - 日本大通り駅県庁前下車 徒歩 5分
- ★桜木町駅より市営バス（26 系統）
 - 大さん橋入口下車 徒歩 2分

電車で

- ★JR京浜東北線（根岸線）関内駅南口（スタジアム側）より徒歩 15分
- ★市営地下鉄関内駅 1 番階段出口より 徒歩 15分
- ★みなとみらい線日本大通り駅より 徒歩 3分

お車で

- ★首都高速横羽線 横浜公園ランプより 10分
- ★首都高速横羽線 山下町ランプより 5分
- ★首都高速横羽線 新山下ランプより 5分

事務局 〒231-0023 横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 7 階

TEL 045-641-0739 FAX 045-664-5027

12 業 務 組 織 編 成 表

会 長	田後 隆二
-----	-------

副 会 長	小出 秀人	神本 千石	平野 公平	安友 千治	向川 潔	田中 誠	本間 潤子
-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------

令和4年2月18日現在

部 名	総 務 部	経 理 部	法 規 監 察 部	広 報 部	企 画 部	研 修 部	相 談 部	運 輸 警 察 部	建 設 環 境 部	民 事 法 務 部	国 際 部	ADRセンター 神 奈 川
担当副会長	神本 千石	神本 千石	田中 誠	小出 秀人	安友 千治	田中 誠	平野 公平	本間 潤子	小出 秀人	本間 潤子	向川 潔	
部 長	飯田 弘樹	杉本 剛昭	濱岡 大介	岡本 祐樹	小川 恵一	蒲谷 渉	阪西 貴子	大道 栄徳	小林 千恵美	我 妻 敦	下川原 孝司	村上 敬隆
センター長	(平塚)	(湘南)	(平塚)	(緑)	(南・港南)	(南・港南)	(相模原)	(戸塚)	(横浜中央)	(湘南)	(海老名・座間)	(鶴見・神港)
副 部 長	片岡 勝	川越 勝	松嶋 千恵子	齋藤 雄一	荒木 克成	大神 和己	清水 俊之	玉寄 長宗	山本 毅	赤澤 師明	笠間 由美子	大田 泰巳
副センター長	(小田原)	(戸塚)	(鎌倉)	(大和・綾瀬)	(旭)	(横浜中央)	(厚木)	(川崎南)	(湘南)	(鶴見・神港)	(川崎北)	(緑)
		原 達 芳		那住 史郎	笹森 浩史						三浦 健治	佐々木 淳子
		(川崎南)		(緑)	(大和・綾瀬)						(磯子・金沢)	(横浜中央)
部 員	山中 祐輔	小林 三千世	草 島 芳	星野 涼子	廣末 彩乃	皿嶋 明彦	中山 享	人見 順一	田 中 徹	田村 亜弓	山岸 孝浩	石田 こずえ
運 営 委 員	(鶴見・神港)	(鎌倉)	(磯子・金沢)	(緑)	(横浜中央)	(川崎南)	(川崎北)	(川崎南)	(秦野・伊勢原)	(鶴見・神港)	(川崎北)	(鶴見・神港)
	菊池 健吾	田中 頼子	森重 竜一	相賀 真理子	浦谷 大輔	増井 裕美子	木村 健人	小杉 薫	望月 亮秀	友本 晃二	落合 裕子	君嶋 一郎
	(鶴見・神港)	(鎌倉)	(横須賀・三浦)	(横浜中央)	(南・港南)	(横須賀・三浦)	(鶴見・神港)	(鎌倉)	(鶴見・神港)	(横浜中央)	(緑)	(鎌倉)
	畠中 初恵	佐藤 美幸	畠山 陽子	森 由香子	矢島 睦美	別 役 良	平 川 綾	阿部 敏博	駒井 達雄	武藤 卓哉	小杉 みつよ	小林 浩悦
	(横浜中央)	(平塚)	(厚木)	(磯子・金沢)	(戸塚)	(横須賀・三浦)	(緑)	(横須賀・三浦)	(緑)	(湘南)	(湘南)	(横須賀・三浦)
	成 燦 旭		大堀 亮太	山村 優子	荒井 真澄	安齋 紀子	三輪 良介	大久保 美奈子	藤田 麻衣子	稲澤 京子	今村 正典	菅原 澄江
	(湘南)		(大和・綾瀬)	(海老名・座間)	(鎌倉)	(厚木)	(横浜中央)	(湘南)	(横浜中央)	(湘南)	(相模原)	(湘南)
	丸山 静世				櫻井 貴美子	横山 沙紀	井川 恭弘	日野 孝次朗	小 田 靖	伊藤 由紀子		
	(相模原)				(鎌倉)	(大和・綾瀬)	(南・港南)	(相模原)	(平塚)	(大和・綾瀬)		
	野島 誠寛						伊藤 智子			小林 睦美		
	(大和・綾瀬)						(相模原)			(海老名・座間)		

* 順番は副会長・理事・一般会員の順、支部順、会員番号順 太字は、会長・副会長・理事

12 業 務 組 織 編 成 表

令和4年2月18日現在

委員会等名	苦情処理 委員会	綱紀委員会	表彰委員会	選挙管理 委員会	特定行政書士 検討WG	申請取次行政書士 管理委員会	業務推進本部
担当副会長						向川 潔	
委員長 座長・本部長	廣 瀬 聖 (横須賀・三浦)	井 川 恭 弘 (南・港南)	平 野 公 平 (大和・綾瀬)	石 渡 大 介 (戸 塚)	小 出 秀 人 (横浜中央)	廣 瀬 聖 (横須賀・三浦)	田 後 隆 二 (相模原)
副委員長 副座長・副本部長	堀 川 幸 夫 (川崎北) 早 乙 女 和 男 (鎌 倉)	原 達 芳 (川崎南)	飯 田 弘 樹 (平 塚)	小 松 原 励 (川崎南) 今 智 弘 (横浜中央)	那 住 史 郎 (緑)	三 浦 健 治 (磯子・金沢)	安 友 千 治 (鶴見・神港)
委 員 員 本 部 員	川 越 勝 (戸 塚)	伊 達 佳 弘 (緑)	阪 西 貴 子 (相模原)	矢 作 浩 (旭)	藤 代 秀 一 (緑)	笠 間 由 美 子 (川崎北)	齋 藤 秀 吉 (鶴見・神港)
	竹 下 と し 子 (川崎北)	佐 々 木 淳 子 (横浜中央)	横 尾 佳 子 (緑)	遠 峰 俊 一 郎 (鎌 倉)	佐 藤 優 子 (横浜中央)	宋 明 舜 (横浜中央)	後 藤 国 博 (磯子・金沢)
	那 住 史 郎 (緑)	原 野 正 憲 (南・港南)	草 島 芳 (磯子・金沢)	須 田 一 行 (湘 南)	藤 田 麻 衣 子 (横浜中央)	岩 井 英 一 (戸 塚)	
	大 菊 明 (磯子・金沢)	杉 谷 計 輔 (戸 塚)		横 山 沙 紀 (大和・綾瀬)	大 澤 正 幸 (厚 木)	加 藤 牧 子 (湘 南)	
	小 林 三 千 世 (戸 塚)	町 田 緑 (鎌 倉)					
	井 上 昂 (横須賀・三浦)	増 子 俊 雄 (鎌 倉)					
	越 水 一 雄 (秦野・伊勢原)	山 本 豊 (横須賀・三浦)					
	劔 持 保 男 (小田原)	酒 井 武 千 代 (湘 南)					
	山 村 優 子 (海老名・座間)	清 水 泰 輔 (湘 南)					

* 順番は副会長・理事・一般会員の順、支部順、会員番号順 太字は、会長・副会長・理事